

こんにちは 家畜保健衛生所です

家 保 便 り
平成 25 年 6 月 5 日

宮崎県の家きん飼養農場における

農場監視プログラムの適用について

今般、鳥インフルエンザの強化モニタリング検査の中で、宮崎県川南町の養鶏場（種鶏約2万羽飼養）において血清抗体検査で陽性となる事例があり、動物衛生研究所の検査で1検体においてH5亜型の鳥インフルエンザに特異的な抗体が検出されました。一方で当該農場では臨床症状は認められておらず、ウイルス分離および遺伝子検査はいずれも陰性でした。

このため、鳥インフルエンザに関する特定防疫指針に基づき、6月3日より当該農場について **農場監視プログラム**※ が適用されることとなりました。

※農場監視プログラムとは

患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5またはH7に特異的な抗体が確認された農場における措置。

- (1)当該農場からの生きた家きん、家きん卵等の移動制限
- (2)半径5キロメートル以内の区域にある農場への立入検査 等

このような状況を踏まえ、鳥インフルエンザ発生防止に万全を期すため、下記取組の徹底を再度よろしくお願いします。

(1) 飼養衛生管理基準の遵守

- ① 野鳥の鶏舎等への侵入防止（防鳥ネットや屋根の破損がないか確認）
- ② 農場出入口での消毒の徹底（人や車両の立ち入りを制限）
- ③ 飲水の消毒

(2) 異常家きんの早期発見・早期通報

様子がおかしい・死亡羽数が多いなど異状を感じたら、すぐに家畜保健衛生所までご連絡ください。



奈良県家畜保健衛生所 業務第一課

TEL 0743 (59) 1700

FAX 0743 (59) 1740